

第 32 号議案

仙台市基本計画に関する件

仙台市基本計画を別紙のとおり策定することにつき，仙台市議会の議決事件に関する条例第 2 条第 1 号イの規定により，議決を求める。

第 33 号議案

仙台市環境基本計画に関する件

仙台市環境基本計画を別紙のとおり策定することにつき、仙台市議会の議決事件に関する条例第 2 条第 1 号口の規定により、議決を求める。

第三十四号議案

仙台市事務分掌条例の一部を改正する条例

仙台市事務分掌条例の一部を改正する条例

仙台市事務分掌条例（昭和三十四年仙台市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び室」を削り、同条第一号中「危機管理室」を「危機管理局」に改め、同条第三号（一）中「調整」の下に「並びに統計」を加え、同号に次のように加える。

（三） 情報化の推進に関する事項

第一条第五号（三）を削る。

第二条中「及び室」を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

危機管理室を危機管理局とし、まちづくり政策局の分掌事務に情報化の推進に関する事項を加えるとともに、市民局の事務のうち統計に関する事項をまちづくり政策局に分掌させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号議案

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一四、六〇八人」を「一四、七一七人」に改め、同条第一号中「四、八二二人」を「四、八五一人」に、「三八一人」を「三八六人」に改め、同条第五号中「八六三人」を「八六五人」に改め、同条第九号中「六、一八九人」を「六、二五五人」に、「五、七六九人」を「五、八三二人」に改め、同条第十号中「一四人」を「二三人」に改め、同条第十二号中「一、〇九三人」を「一、〇九六人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理由

市長の事務部局、福祉事務所、市立病院及び教育委員会の事務部局等の職員並びに消防職員の定数を増加させるとともに、農業委員会の事務部局の職員の定数を減少させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十六号議案

仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成二十四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第十八条を次のように改める。

（役員報酬規程等の提出）

第十八条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、遅滞なく行わなければならない。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

理 由

特定非営利活動促進法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号議案

仙台市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

仙台市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

仙台市デイサービスセンター条例（昭和六十三年仙台市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号中「の例」を削り、「以下の範囲内で」を「を勘案して」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

介護保険法施行規則の改正を考慮し、第一号通所事業に係る利用料金の上限額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十八号議案

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第三号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第二号及び第三号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第十七条の二中「（以下「給与所得」という。）を削り、「（特例対象被保険者等の総所得金額に」の下に「所得税法第二十八条第一項に規定する」を加え、「所得税法第二十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

13 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第三百十三条第三項」とあるのは「地方税法第三百十三条第三項」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十七条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の減額の基準となる額の算定方法を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号議案

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十年年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第一号中「三万五千三百五十八円」を「三万六千六百元」に改め、同項第二号中「三万五千三百五十八円」を「三万六千六百元」に改め、同号イ中「その額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）を「当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、同法」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を、「ある場合」の下に「（第七号イにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）を加え、「第三十八条第四項」を「第二十二条の二第二項」に、「額とする。以下この項」を「額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第五号イ」に改め、同項第三号中「四万五千九百六十五円」を「四万六千八百七円」に改め、同項第四号中「五万三千三十七円」を「五万四千九百元」に改め、同項第五号中「六万百八円」を「六万二千二百十円」に改め、同項第六号中「七万七百十六円」を「七万二千二百円」に改め、同項第七号中「七万七千七百八十七円」を「七万九千二百十三円」に改め、同号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イにおいて同じ。）」に改め、同項第八号中「八万八千三百九十五円」を「九万十五円」に改め、同号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第九号中「十万六千七十四円」を「十万八千八十八円」に改め、同号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第十号中「十二万二百七十七円」を「十二万二千四百二十円」に改め、同号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第十一号中「十三万四千三百六十円」を「十三万六千八百二十二円」に改め、同号イ中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第十二号中「十四万八千五百三元」を「十五万二千二百二十五円」に改め、同号イ中「合計所得金額」を「当

該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第十三号中「十六万二千六百四十六円」を「十六万五千六百二十七円」に改め、同条第二項中「平成三十三年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「二万千六百三円」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「二万八千八百四円」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「五万四百八円」に改め、同項各号を削る。

第四条第二項中「平成三十三年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「同条第二項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「同条第三項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和三年度から令和五年度まで」に、「同条第四項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号」を「同条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条及び第四条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

令和三年度から令和五年度までの各年度における第一号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い第一号被保険者の保険料の算定方法を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三十四号から第四十三号までを削り、第四十四号を第三十四号とし、第四十五号から第九十六号までを十号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和二年宮城県条例第七十八号。以下「整備条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる整備条例第二条第一号の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例（昭和二十九年宮城県条例第四十三号）第四条第一項の規定による許可に係る手数料については、なお従前の例による。

3 整備条例附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備条例第二条第二号の規定による廃止前の食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）第六条第二項の規定による登録の更新に係る手数料及び同条例第九条の規定による登録証の書換え又は再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（調整規定）

4 仙台市手数料条例は、仙台市手数料条例の一部を改正する条例（令和二年仙台市条例第四十三号）第二条の規定によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

理 由

県のかきの処理に関する取締条例及び食品衛生取締条例の廃止に伴い、これらの条例による事務に関する手数料を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号議案

仙台市旅館業法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市旅館業法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市旅館業法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号口中「上り湯栓及び水栓」を「給水栓及び給湯栓」に改める。

第十条第一項第十号二中「遊離残留塩素濃度」の下に「又は結合残留塩素濃度」を加える。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理由

浴槽内の湯水の消毒に係る措置の基準を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号議案

仙台市公衆浴場法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市公衆浴場法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市公衆浴場法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条及び第三条中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改め、同項第二号ヲ中「〇・六メートル」を「〇・五メートル」に、「全部」を「の一部」に改め、同条第二項中「普通公衆浴場」を「一般公衆浴場」に改め、同項第七号ニ中「遊離残留塩素濃度」の下に「又は結合残留塩素濃度」を加え、同項第十五号中「十歳」を「七歳」に改める。

第五条第二項第一号ハ及び第二号ハ中「遊離残留塩素濃度」の下に「又は結合残留塩素濃度」を加える。

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の改正規定、第四条（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項第十五号に係る部分を除く。）並びに第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

理 由

男女の混浴、浴槽の構造設備及び浴槽内の湯水の消毒に係る措置の基準を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十三号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表児童厚生施設仙台市大竹児童遊園の項及び児童厚生施設仙台市大竹児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

理 由

大竹児童遊園及び大竹児童館を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号議案

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例（昭和五十九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表第一の一(一)の表浴室の項を削り、別表第一の一の表備考第十号中「放送準備室又は浴室」を「又は放送準備室」に改め、別表第一の二の表仙台市泉総合運動場泉水泳プールの項を削り、同表備考中「仙台市泉総合運動場泉水泳プール」を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

仙台市体育館浴室及び泉総合運動場泉水泳プールを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号議案

仙台市営住宅条例の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例（平成九年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二十条」を削る。

別表第一の一の表中「及び三の表」を削り、同表備考第二号中「三の表」を「二の表」に改め、別表第一の二の表を削り、別表第一の三の表を別表第一の二の表とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

借上げによる市営住宅を廃止するとともに、東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

長喜城東地区整備計画区域	仙台市若林区長喜城宇宮前及び同宇山神の各一部
--------------	------------------------

別表第二中央四丁目東二番丁通地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

長喜城東地区整備計画区域	低層住宅地区	次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋 エ 幼稚園 オ 集会所 カ 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの キ 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以内のもの ク 診療所	165平方メートル		
--------------	--------	--	-----------	--	--

別表第九雨宮地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

長喜城東地区整備計画区域	低層住宅地区	警察官派出所等	第3条 第7条
--------------	--------	---------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

長喜城東地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号議案

杜の都の風土を守る土地利用調整条例の一部を改正する条例

杜の都の風土を守る土地利用調整条例の一部を改正する条例

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成十六年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「（仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

仙台市基本計画の定義を削るため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号議案

仙台市道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

仙台市道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市道路の構造等に関する基準を定める条例（平成二十四年仙台市条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十一条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

道路構造令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号議案

仙台市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例

仙台市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例

仙台市東日本大震災復興交付金基金条例（平成二十四年仙台市条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和三年三月三十一日から施行する。

理 由

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、東日本大震災復興交付金基金を廃止するため、現行条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 50 号議案

工事委託契約の締結に関する件

工事委託契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 東北本線東仙台・岩切間余目こ線橋拡幅工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区岩切字今市東，岩切字高江，岩切字中江北及び岩切字中江南地内
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 金 922,760,000円
- 5 契約の相手方 東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
東日本旅客鉄道株式会社

第 51 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
コンピュータ等一式 (ソフトウェアを含む。)	円 953,788,000	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 号 せんだい G I G A スクール運用管理企 業連合	学習者用 (東二 番丁小学校ほか 187校分)

第 52 号議案

損害賠償の額の決定に関する件

令和 2 年 4 月 14 日 仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号 仙台市立病院において発生した検査中の事故に関し、本市が [REDACTED] に対して支払う損害賠償の額を 6,000,000 円とすることにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議決を求める。

第 53 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
エル・パーク仙台	仙台市青葉区中央一丁目3番1号	令和3年4月1日から
エル・ソーラ仙台	公益財団法人せんだい男女共同参画財団	令和8年3月31日まで

第 54 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市なかよし学園	仙台市青葉区荒巻神明町2番10号 社会福祉法人なのはな会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
仙台市サンホーム	仙台市泉区南中山二丁目2番地の3 特定非営利活動法人グループゆう	
仙台市袋原たんぽぽ ホーム	仙台市青葉区立町18番3号 社会福祉法人仙台はげみの会	
仙台市あおぞらホーム	仙台市青葉区荒巻神明町2番10号 社会福祉法人なのはな会	

第 55 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市秋保二口キャンプ場	仙台市太白区秋保町湯元字薬師28番地 一般社団法人秋保地域活性化協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
仙台市秋保ビジターセンター		
せんだい秋保文化の里センター		

第 56 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市茂庭庭球場	仙台市青葉区二日町17番6号 株式会社金魂	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

第 57 号議案

指定管理者の指定に関する件


次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市大倉ふるさとセンター	仙台市青葉区大倉字赤坂4番地の4 特定非営利活動法人グリーンライフ東北	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

第 58 号議案

包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

- | | |
|------------|--|
| 1 契約の内容 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の期間の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契約金額 | 15,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。 |
| 5 契約の相手方 | 
公認会計士 成田 孝行 |

第 59 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点 点
愛 子 支 線 1 号 線	仙台市青葉区愛子中央一丁目107番 5 同 3 番 2
愛 子 中 央 五 丁 目 2 号 線	仙台市青葉区愛子中央五丁目67番26 同 67番24
荒 浜 海 水 浴 場 線	仙台市若林区荒浜字中丁23番 2 同 36番 1
海 岸 線	仙台市若林区荒浜字南丁65番 同 荒浜字中丁36番35

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点 点
愛 子 支 線 1 号 線	仙台市青葉区愛子中央一丁目107番 5 同 4 番 2
荒 浜 海 水 浴 場 線	仙台市若林区荒浜字北丁58番 1 同 荒浜字南丁52番 1
海 岸 線	仙台市若林区荒浜字南丁57番 2 同 荒浜字北丁55番 1

第 60 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

- 1 令和2年度仙台市一般会計補正予算（第9号）
- 2 令和2年度仙台市一般会計補正予算（第10号）

1 令和2年度仙台市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度仙台市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,503,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ691,816,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月14日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		214,596,134	63,700	214,659,834
	2 国庫補助金	137,257,510	63,700	137,321,210
20 県支出金		31,011,776	1,440,000	32,451,776
	2 県補助金	9,663,402	1,440,000	11,103,402
歳入合計		690,312,902	1,503,700	691,816,602

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		54,273,629	1,503,700	55,777,329
	1 商工費	51,977,353	1,503,700	53,481,053
歳出合計		690,312,902	1,503,700	691,816,602

2 令和2年度仙台市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度仙台市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,950,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,766,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年1月27日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		214,659,834	150,000	214,809,834
	2 国庫補助金	137,321,210	150,000	137,471,210
20 県支出金		32,451,776	4,800,000	37,251,776
	2 県補助金	11,103,402	4,800,000	15,903,402
歳入合計		691,816,602	4,950,000	696,766,602

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		55,777,329	4,950,000	60,727,329
	1 商工費	53,481,053	4,950,000	58,431,053
歳出合計		691,816,602	4,950,000	696,766,602

第2表

繰越明許費補正

款	項	事業名	金額		
			補正前の額	補正額	計
6 経 済 費	1 商 工 費	感染症拡大防止協力金	千円	千円 1,100,000	千円 1,100,000

第 61 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員吉田利弘は令和 3 年 3 月 31 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、花渕浩司

第 62 号議案

宮城県公安委員会の委員の推薦に関する件

宮城県公安委員会の委員山口哲男は令和 3 年 4 月 20 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に推薦することにつき、警察法第 39 条第 1 項ただし書の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、山口哲男

第 63 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、四竈亮真、宇部雄介、菅原純一、櫻場直志、妹尾信子、窪田一子、橋川かず子、中辻晶子、森山博、高橋洋子、本田みどり